

新潟県条例第51号

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例（平成11年新潟県条例第67号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表（第4条関係） 占用料等の基準				別表（第4条関係） 占用料等の基準			
種類	細 目	算定の 基礎	料 金	種類	細 目	算定の 基礎	料 金
(略)				(略)			
土 砂 採 取 料	石	長径8センチ メートル以上 30センチメー トル未満のも の	(略)	200円	石	長径8センチ メートル以上 30センチメー トル未満のも の	175円
		長径30センチ メートル以上 45センチメー トル未満のも の	(略)	75円		長径30センチ メートル以上 45センチメー トル未満のも の	65円
		長径45センチ メートル以上 60センチメー トル未満のも の	(略)	150円		長径45センチ メートル以上 60センチメー トル未満のも の	130円
		長径60センチ メートル以上 90センチメー トル未満のも の	(略)	4,500円		長径60センチ メートル以上 90センチメー トル未満のも の	3,940円
		長径90センチ メートル以上 120センチメー トル未満の もの	(略)	9,015円		長径90センチ メートル以上 120センチメー トル未満の もの	7,895円
		長径120セン チメートル以 上のもの	(略)	<u>9,015円</u> に 長径が120 センチメー トルを超 える15センチ メートルま でごとに 901円を加 算した額		長径120セン チメートル以 上のもの	<u>7,895円</u> に 長径が120 センチメー トルを超 える15センチ メートルま でごとに 789円を加 算した額
	砂利	砂利	(略)	220円		砂利	(略)
		かき込み砂利	(略)	200円		かき込み砂利	(略)
		土砂	(略)	170円		土砂	(略)

	(略)		(略)
備考	(略)	備考	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における採取に係る土砂採取料について適用し、同日前における採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。